

仕 様 書

1. 名 称

東成区役所庁舎北側歩道上街路灯へ設置の懸垂幕取り外し作業業務委託

2. 履行期限、場所及び作業時間

(1) 履行期間

令和8年3月14日（土）～令和8年3月31日（火）の間に実施すること
具体的な実施日時については本市職員と協議すること。

(2) 履行場所

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 大阪市東成区役所北側 歩道上

(3) 作業時間

閉庁日もしくは閉庁時間（午後7時00分～翌午前7時00分）の間に作業を行うこと。

※公道上の通行人及び通行車両への安全面を考慮した作業時間を設定すること。

3. 概 要

東成区役所庁舎北側歩道に大阪市建設局が設置している街路灯（5基）に設置した懸垂幕取り外し作業を実施する。

なお、取り外しを行った懸垂幕については、本市職員に引き渡しを行うこと。

(1) 懸垂幕取り付け作業について

既設の懸垂幕の取り外し作業を実施する。

①懸垂幕について

・別紙1のとおり

②作業場所について

・別紙2のとおり

③街路灯について

・別紙3のとおり

④取り外し作業について

・作業場所が公道上であることを踏まえ、作業実施にあたっては、通行人や通行車両等への安全確保を行うこと。

※安全対策イメージ図 別紙4のとおり

・取り外し作業について、高所作業車または脚立等の器具を用いた作業とすること。

なお、契約後に本市で実施する東成警察署への道路占用許可申請にかかる資料作成について適宜協力を行うこと。その他作業にかかる申請手続きが生じた場合は受注者において行うこと。

・東成区役所の駐車場を作業車両等の駐車スペースとして利用可能とする。

4. 諸費用

業務用機材に関する諸費用及び作業に際しての届出にかかる諸費用については原則として業者負担とする。

5. 各種報告・届出等

実施に際し、下記報告及び届出書類を提出すること。

【施工前】

- ・工程表、現場代理人届（現場責任者報告）※メール可

【施工後】

- ・作業前・中・後現場写真(内容説明看板付)
- ・作業完了届

6. 再委託

1 本委託業務に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7. その他

- (1) 取り外し作業中に街路灯及び周辺に異状が見られたときは東成区役所担当者に報告し、指示を受けること。
- (2) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。
- (4) 作業完了時は速やかに仮設物及び車両の撤去、後片付け及び清掃等を実施すること。
- (5) 作業にかかる諸費用については、請負人の負担とする。
- (6) 安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受注者の責任において処理すると共に速やかに東成区役所担当者に報告すること。
- (7) その他作業実施にあたっては、東成区役所担当者の指示に従うこと。
- (8) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
- (9) 暴力団等の排除については、特記事項のとおりとする。
- (10) 本契約にあたり仕様書の内容を十分に理解し、疑義のある場合は、あらかじめ東成区役所担当者に確認すること。
- (11) 本仕様書に疑義がある場合は、事前に確認し内容を熟知しておくこと。
- (12) 受注者が業務の実施にあたり作成した印刷物及び電磁的記録媒体等一切の図書の著作権及び所有権は発注者に帰属する
- (13) なお、契約後の疑義は本市の解釈とする。

8. 担当

東成区役所総務課 東本・池田・南
メールアドレス : tn0001@city.osaka.lg.jp
TEL : (06)-6977-9034
大阪市東成区大今里西 2-8-4 東成区役所 3階